

福岡県公報

平成28年1月15日
第3759号

目次

告示(第32号-第36号)

○漁業共済の加入区の設定	(水産振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6

教育委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (教育庁教職員課) 6

正 誤

○西日本宝くじの発売(平成27年12月25日福岡県公報第3755号)中正誤 7

告 示

福岡県告示第32号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

表中

新宮相島加入区	新宮相島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型船びき網漁業及び小型一般漁業	を
---------	---------------	---------------------------	---

新宮相島加入区	新宮相島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業	に、
---------	---------------	----------------------------------	----

福岡加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業及び小型一般漁業	を
-------	--------------------------------	------------------	---

福岡加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業	に改める。
-------	--------------------------------	-------------------------	-------

福岡県告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	福岡線 東環状	前	糟屋郡粕屋町大字江辻998番1先から 糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番5先まで	6.9 ～ 32.3	2,273.0
			前	糟屋郡粕屋町大字江辻1046番1先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで	25.0 ～ 55.0	2,421.0
			後	糟屋郡粕屋町大字江辻998番1先から 糟屋郡粕屋町長者原東三丁目300番5先まで	6.9 ～ 32.3	2,273.0
			後	糟屋郡粕屋町大字江辻1046番1先から 糟屋郡粕屋町大字仲原1845番6先まで	25.0 ～ 55.0	2,421.0

福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

八 女	白 木 上 辺 春 線	八女市立花町上辺春1160番1先から 八女市立花町上辺春1153番1先まで
-----	----------------	--

福岡県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市黒木町大淵8746番先から 八女市黒木町大淵7986番1先まで	12.0 ～ 22.0	74.5
			後	八女市黒木町大淵7983番4先から 八女市黒木町大淵7986番1先まで	7.3 ～ 22.0	103.2

福岡県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
	北矢部	八女市黒木町大淵7983番4先から

八女	冬野線 黒木	八女市黒木町大淵7986番1先まで
----	-----------	-------------------

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成23年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	三橋町起田、三橋町木元、三橋町磯島	平成27年12月25日
大川市	平成25年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	紅粉屋	平成27年12月25日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成27年12月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
聴覚障害教育支援NPO法人言葉の森くるめ
 - 代表者の氏名
山崎 佳都子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市諏訪野町2546番地3アーサー久留米エクシオⅡ1005号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般に対して聴覚障害教育に関する啓発・支援事業、子育て支援事業、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業等を行い、聴覚障害教育の充実並びにインクルーシブ社会の構築に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字水洗958番10及び958番11
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区泉台一丁目6-26-106
山崎 浩司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市日蔭野二丁目2番1及び2番5から2番61まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社

代表取締役 岡田 克憲

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年12月25日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
築上郡築上町大字東八田の一部（東八田地区）	換地計画書の写し	平成28年1月15日から平成28年2月15日まで	築上町役場 築城支所産業課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字安德字大塚111番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町大字安德604番地3
羽根 賢太郎

公告

朝倉町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
市川 和平	朝倉市入地1681番地3
白水 堅志	朝倉市石成987番地
植田 善信	朝倉市長湊609番地3
柳原 一徳	朝倉市入地1715番地
池田 至	朝倉市古毛1700番地1
佐渡嶋克己	朝倉市大庭1701番地
堀 倬造	朝倉市宮野220番地
久保山晴正	朝倉市菱野1112番地1
田中 博康	朝倉市古毛2676番地
星野 恒道	朝倉市須川1743番地
稲富 一實	朝倉市須川1467番地1
半田 雄三	朝倉市多々連327番地1

2 退任監事

氏名	住所
矢野 公子	朝倉市比良松441番地3
森部 輝之	朝倉市大庭4267番地1
熊谷 学	朝倉市古毛1664番地1

3 就任理事

氏名	住所
市川 和平	朝倉市入地1681番地3
白水 堅志	朝倉市石成987番地
植田 善信	朝倉市長湊609番地3

柳原 一徳	朝倉市入地1715番地
池田 至	朝倉市古毛1700番地 1
佐渡嶋克己	朝倉市大庭1701番地
堀 倬造	朝倉市宮野220番地
久保山晴正	朝倉市菱野1112番地 1
田中 博康	朝倉市古毛2676番地
星野 恒道	朝倉市須川1743番地
稲富 一實	朝倉市須川1467番地 1
半田 雄三	朝倉市多々連327番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
矢野 公子	朝倉市比良松441番地 3
森部 輝之	朝倉市大庭4267番地 1
熊谷 学	朝倉市古毛1664番地 1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
福岡市長峰土地改良区	区画整理事業	平成20年11月5日	平成27年11月30日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小野南部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成28年1月15日から 平成28年2月15日まで	古賀市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ルミエール志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町志免中央三丁目1150番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

1. 通学路（志免中、志免小）に当たっており、児童生徒の登下校時の安全確保に配慮すること。

2. 夜間、児童生徒のみでの入店制限について配慮すること。

3. 屋外公告物は周辺の環境に配慮した明度・彩度とし、また、歩行者の通行の妨げにならない場所に掲出すること。

4. 資料―9騒音発生源位置図において、室外機の位置が集合住宅（3階）との境界付近となっている為、室外機の音が騒音の苦情になることも考えられ、例えば遮断壁等を設置するなど、周辺の環境に十分配慮すること。

5. 資料一9騒音発生源位置図において、同じ箇所に設置されている排気口についても、精肉・鮮魚加工場近くの排気口となり、設置にあたっては悪臭の苦情が発生しないように周辺の環境に十分配慮すること。
6. 災害時における車両の避難場所として、御社駐車場の一時的使用について配慮すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市行事三丁目524-1から524-4まで及び525-3
- 2 協議を行った者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東公園7-7
福岡県
福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字手鎌字濱開928番1から928番3まで、929番3及び929番4、字南角平946番1から946番3まで、950番、968番2、969番2、969番5及び971番2並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県荒尾市大島103番地の2

有限会社日新商会
代表取締役 川村 かつ恵

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年1月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人歩
 - (2) 代表者の氏名
野見山 良太
 - (3) 主たる事務所の所在地
飯塚市津島574番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、野生小動植物等の生息確認を始めとする自然保護・自然体験に関する事業、地域の未来を担う子ども達の各種体験に関する事業などを行い、人を育て自然を育む地域社会の創造に寄与することを目的とする。

教育委員会

公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成28年1月15日

福岡県教育委員会

- 1 意見募集期間
平成28年1月15日から平成28年2月15日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県教育庁教育企画部教職員課に備え置きます。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同左 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
27・12・25	3755	雑報		227	○		前から 9		○○○○○○○ 25,275,780円	●●●●●●●● 27,435,780円